

## 会津若松市工事請負契約約款 第25条(スライド条項)について

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、**工期内**で請負契約締結の日から12月を経過した後  
に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不  
適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求する  
ことができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工  
事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額  
を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物  
価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同  
じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請  
負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準  
とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議  
開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあつては、発注者が定め、受  
注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後  
再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあ  
るのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとす  
る。

5 特別な要因により**工期内**に主要な工事材料の日本国内における価格に著し  
い変動を生じ、請負代金額が不适当となったときは、発注者又は受注者は、前  
各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、**工期内**に日本国内において急激  
なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不适当と  
なったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金  
額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者と  
が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場  
合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴い  
て定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又  
は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知  
しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することがで  
きる。

全体  
スライド

単品  
スライド

インフ  
スライド